

共済貯金の利息計算方法について（例）

1 貯金利息計算書(決算) (下半期)

貯金利息計算書 (決算)

令和 3年 4月19日現在

あなたの貯金残高は、下記のとおりとなりましたのでお知らせいたします。

所属所
証番号
組合員氏名
貯金者番号

利率 年 1.900 %
税率 20.315 %
〔内訳 国税 15.315 %
地方税 5.000 %〕
非課税

現在残高①	前回通知日	前回残高②	差引積立金③	千取利息④
②+③+④ 円 111,443	令和 2年 9月30日	円 120,855	⑤+⑥-⑦ 円 -10,000	円 588

《積立金の明細》

定額積立⑤		臨時積立⑥		払 出⑦	
月日	金額 円	月日	金額 円	月日	金額 円
10/31	10,000	12/31	30,000	11/27	10,000
11/30	10,000				
12/31	10,000				
1/31	10,000				
2/28	10,000				
3/31	10,000				
合計	60,000	合計	30,000	合計	10,000

《利息の明細》 決算日 令和 3年 3月31日

区分	課税	非課税	合計
税込利息	736	0	736
税 国 税	112		112
税 地方税	36		36
金 合 計	148		148
千取利息	588	0	588

c

a

b

2 計算元本の考え方

払戻残日数は、前月までの残日数	払戻額の計算元本は引く
積立残日数は、翌月からの残日数	積立額の計算元本は足す

3 計算方法:利率 年1.9%

	各月の日数	税区分	残日数	定額積立額 臨時積立額	付利対象額	払戻額	付利対象額	残高	計算元本	計算元本計算式
期初残高 (9月末日)		課税	182					120,855	120,850	
10月 払戻	31	課税	182					120,855	0	
10月 定額積立			151	10,000	10,000			130,855	8,296	付利対象額10,000×151/182=8,296
11月 払戻	30	課税	151			100,000	100,000	30,855	△ 82,967	付利対象額100,000×151/182=82,967
11月 定額積立			121	10,000	10,000			40,855	6,648	付利対象額10,000×121/182=6,648
12月 払戻	31	課税	121					40,855	0	
12月 定額積立			90	10,000	10,000			50,855	4,945	付利対象額10,000×90/182=4,945
12月 臨時積立			90	30,000	30,000			80,855	14,835	付利対象額30,000×90/182=14,835
1月 払戻	31	課税	90					80,855	0	
1月 定額積立			59	10,000	10,000			90,855	3,241	付利対象額10,000×59/182=3,241
2月 払戻	28	課税	59					90,855	0	
2月 定額積立			31	10,000	10,000			100,855	1,703	付利対象額10,000×31/182=1,703
3月 払戻	31	課税	31					100,855	0	
3月 定額積立			0	10,000	10,000			110,855	0	次月から付利対象。
合計	182	課税		90,000	90,000	100,000	100,000	110,855	77,551	77,551×利率1.9%/2=736

a

b

c

4 その他

- 上記計算過程において算出された数字の端数の調整で、実際の計算結果と異なる場合がございますので、ご了承ください。
- 3,000万円を超過した場合の計算について
 - 3,000万円を超過した場合については、期初残高が3,000万円となります。
 - 積立額及び払戻額については、実際の額ではなく、3,000万円との差額が付利対象額となります。
- 閏年の場合は、2月は29日となるため、合計日数は183日となり、各月の残日数が1日加算されます。